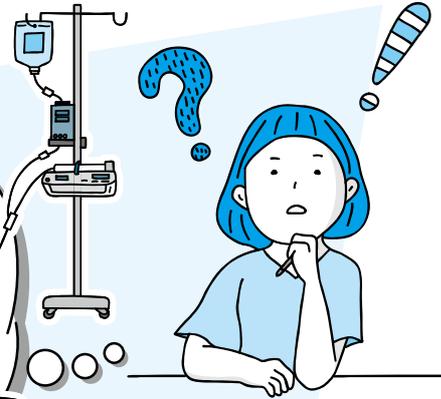


在宅初心者
でも実践できる!

医療機器・材料の 起承転結 思考プロセス



編集

ガイドー薬品株式会社 山本薬局本店
山本 新一郎

第11回 | 大阪府健康医療部生活衛生室 業務課製造審査グループ 新木 知宏

在宅医療において行政の立場から薬局薬剤師へ期待すること(完) ——医療機器・材料の供給や管理への積極的関与で地域から選ばれる薬局に

はじめに

大阪府では、医療機器の特性に応じた安全対策の見直しが図られた2005年の薬事法(現 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)の改正を機に、医療機器の安全な使用に関するさまざまな課題に取り組み、これまでに医療機関での医療機器の保守点検の提案や在宅人工呼吸器の使用者向けのハンドブックの作成(図1)などの成果を発表してきました¹⁾。

また、在宅医療が推進され、在宅療養患者だけでなく訪問診療医や訪問看護師が増加し続けるなかで、在宅現場では医薬品に留まらず、医療機器や医療材料の供給・使用に関しても薬局薬剤師と連携したいとの期待が寄せられていることから、2018年には大阪府知事の附属機関である大阪府薬事審議会に設置した医療機器安全対策推進部会において、在宅医療機器の安全な使用に薬局薬剤師がどのように関わっていくことができるのかを整理し取りまとめ



在宅医療を受けられる患者と家族に、人工呼吸器とその周辺機器を安全に使用していただくために必要な機器の取り扱い上の注意点を記載したハンドブック

[大阪府健康医療部生活衛生室 業務課製造審査グループ: 在宅人工呼吸器の使用者向けのハンドブック (<https://www.osaka-med.ac.jp/deps/in1/neu/img/zaitaku.pdf>) より]

図1 大阪府が作成した在宅人工呼吸器の使用者向けのハンドブック